

—特別委員会・職域別部会委員会活動報告 (Ⅷ)—
(動物福祉・愛護委員会)

動物福祉・愛護委員会における取組み

佐伯 潤[†] (公社)日本獣医師会理事)



1 はじめに

2019年に動物福祉・愛護職域担当理事を拝命した後、日本獣医師会雑誌に「動物福祉・愛護における獣医師の役割」(日本獣医師会雑誌73巻3号(2020))と「動物福祉・愛護と小動物獣医療」(日本獣医師会雑誌75巻1号(2022))

の2つの論説文を投稿している。「動物福祉・愛護における獣医師の役割」においては、就任直後ということもあり、動物福祉・愛護分野における課題と動物福祉・愛護委員会と個別委員会である学校動物飼育支援対策検討委員会として、これらの課題に取り組む姿勢や方向性について説明した。また、「動物福祉・愛護と小動物獣医療」においては、動物の愛護及び管理に関する法律の改正や愛玩動物看護師法の成立を受け、小動物臨床における環境省の所管分野の重みが増す状況から、公益社団法人日本獣医師会の中で環境省の所管部分野を担う動物福祉・愛護委員会の重要性を説明した。さらに小動物臨床における動物福祉・愛護にかかわる課題の解決に積極的に取り組む方針を示した。本稿では、これら2編の論説文で指摘した動物福祉・愛護にかかわる課題の解決に向けた動物福祉・愛護委員会、動物福祉・愛護委員会における取組みを中心に紹介することとする。

2 緊急災害時動物救護活動と獣医療提供体制復旧支援の取組み

(1) これまでの動き

「動物福祉・愛護における獣医師の役割」において、今後の常設委員会における具体的な取組みとして、日本獣医師会の危機管理体制を整備していくとともに地方獣医師会と活発に情報交換を行って災害発生時の情報収集能力の向上と支援・受援体制の構築を目指すとしていた。しかし、新型コロナウイルス感染症流行のため、学

会年次大会等のさまざまな学術関連行事や会議等が中止あるいはWEB開催となり、地方獣医師会との情報交換の機会が失われてしまった。しかし、そのような中でも地方獣医師会に災害担当役員の設置をお願いできたことは一歩前進と考えている。

日本獣医師会の危機管理体制の整備については、新型コロナウイルス感染症の流行が実践の機会となった。このパンデミック自体も災害の一つであり、犬や猫への感染報告もあり、緊急時の獣医療提供体制の維持という点で日本獣医師会の危機管理対応が求められることとなった。そのため日本獣医師会においては、藏内会長を本部長とする「日本獣医師会新型コロナウイルス感染症等緊急対策本部」が設置され、動物福祉・愛護担当職域理事は本部委員として参画した。会の内外への情報発信、動物病院での感染対策や感染者が飼育するペットへの対応策等の先進事例の共有を実施した。この対応は他の大規模緊急災害発生時における日本獣医師会の危機管理対応のシミュレーションとしても意義のあるものとなった。

支援・受援体制については、被災地で活動する獣医師等から構成されるVMAT (Veterinary Medical Assistance Team: 災害動物医療支援チーム) 等の災害時に活動する災害時の獣医療支援チームを多くの地方獣医師会に整備していただき、災害の規模によっては相互に連携し、日本獣医師会が調整や後方支援を行う形で構築するべく検討している。災害動物医療研究会によるVMAT講習会を日本獣医師会で引き継ぎ、より体系化する方向で検討を始めたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、従来の形式での講習会の開催が難しくなり、計画の変更を迫られることとなった。このため、新たな講習会の在り方を検討するとともに、災害時の獣医療支援チームを全国に整備するために動物福祉・愛護部会常設委員会である動物福祉・愛護委員会の小委員会として「VMAT養成カリキュラム等検討小委員会」を設置して新たな方向性について検討を開始した。

[†] 連絡責任者: 佐伯 潤 (くずのは動物病院)

〒594-0006 和泉市尾井町1-1-31

☎ 0725-44-0209 FAX 0725-44-0283

E-mail: jun-vet@mxv.mesh.ne.jp

(2) VMAT 養成カリキュラム等検討小委員会

小委員会ではまず、災害動物医療研究会からの円滑な事業継承、VMAT 講習会の開催計画と運営、VMAT 養成研修モデルコアカリキュラムの策定、VMAT 養成テキストの作成に着手した。また、各地における VMAT 等の災害時獣医療支援チームの設置と養成研修についての現状を把握するために「地方獣医師会の災害対応状況に係るアンケート調査」を実施した。55 の全ての地方獣医師会から回答をいただくことができ、この場を借りてご協力いただいた地方獣医師会に感謝したい。その中で「災害発生時に備えた活動部隊（VMAT 等）を組織しているか」については、14 の地方獣医師会が活動部隊を組織しており、7 獣医師会が準備中であるとの回答であった。また、要望には講習会の再開を望む声が多くあった。アンケートへの回答から地方獣医師会の災害への意識は、以前より高まり、自治体等との協定締結やガイドライン及びマニュアルの整備が進んでいることが分かった。

VMAT 養成研修カリキュラムの策定については、VMAT 養成テキストの作成を先行させ、開催方法は、新型コロナウイルス感染症流行下や参加者の負担も考え、映像教材を整備していくこととなった。また、新たに日本獣医師会で進められることとなった認定・専門獣医師制度と連動し、「災害獣医療認定獣医師（仮称）」及び「災害獣医療専門獣医師（仮称）」の資格を創設する方向で現在、検討を初めている。

3 動物愛護管理法の下での獣医師の役割

(1) 販売用犬猫へのマイクロチップ装着・登録の義務化への対応

マイクロチップについては、日本獣医師会内では、特別委員会である「マイクロチップ普及推進検討委員会」が主体となっている。一方、動物福祉・愛護担当職域理事として環境省中央環境審議会動物愛護部会において臨時委員の立場で審議に参加しており、マイクロチップに関する制度が動物の愛護及び管理に関する法律に基づくものであることから、動物福祉・愛護委員会においても情報共有や意見交換を行っている。動物福祉・愛護委員会としては、制度自体については推進するべきであるが、AIPO（Animal ID Promotion Organization：動物 ID 普及推進会議）で可能である獣医師による所有者の検索が環境省のデータベースでは行えないことについて、保護動物の治療や災害時の救護活動、虐待疑い動物の保護や評価に際して支障となる可能性があり、動物福祉・愛護上の問題であると考えている。今後も制度がより良いものとなるよう、意見を出していく方針である。

(2) 虐待通報の義務化への対応

2019 年の動物の愛護及び管理に関する法律の改正で動物虐待が疑われる場合、獣医師に通報義務が課せられ、従前の努力義務から強化された形となり、罰則も強化された（表 1）。

環境省ではこれを受けて、「動物虐待等に関する対応ガイドライン」を策定した。このガイドラインは主として行政獣医師を対象としており、小動物開業獣医師向けではない。しかし、家庭飼育動物については、小動物開業獣医師が対応しなければならない可能性は十分に考えられる。その場合、飼い主を通報することになり、さまざまなトラブルが生じる可能性がある。通報後、行政機関に適切に対応してもらえるのか、飼い主から逆恨みされ、嫌がらせや危害を加えられる等の危険はないのか、風評被害を受けるのではないかなど、開業獣医師にとって不安な問題は多く存在する。しかし、通報者となる小動物開業獣医師やそのスタッフを保護する仕組みは示されていない。また、虐待を受けた動物の保護についても、治療は行えるが、強制的な保護は行えず、飼い主に返さざるを得ない。虐待の可能性の有無を判断する技術的な面についても、多くの獣医師は経験が少なく、講習などの機会も必要であろうと思われる。

今回の法改正を意義のあるものとするためには、通報者の獣医師をトラブル等から守り、虐待を受けた動物を保護する仕組みが必要と思われる。動物虐待事例についての講習等も含め、動物福祉・愛護委員会として、環境省に要望するとともに、より良い制度について検討していく方針である。

(3) 動物取扱業に対する規制強化への対応

2019 年の動物愛護及び管理に関する法律の改正でも注目を集めたのが、パピーミルや多頭飼育崩壊等の問題を受けての動物取扱業に対する規制強化である。改正された法第 21 条（基準遵守義務）において、基準として定める事項として、飼養設備や従業者の員数、繁殖に関する事項等の 7 つの項目（表 2）が明記され、犬猫等販売業者に係る基準は、できる限り具体的なものでなければならないと規定された。この基準は環境省の「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」で検討された後、中央環境審議会動物愛護部会に上程され、さらに議論され、「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和 3 年 4 月 1 日環境省令第 7 号）」として規定された。この詳細は環境省の「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針 ～守るべき基準のポイント～」で解説されており、獣医師のかかわりが明確化され、強化されている。

前述の 7 つの項目のうち、「疾病等にかかわる措置に

表1 動物虐待にかかわる改正内容

獣医師による通報義務化（第41条第2項）			
改正前		改正後	
みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、都道府県知事その他の関係機関に通報するように努めなければならない。		みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならない。	
罰則強化（第44条）			
改正前		改正後	
殺傷	2年以下の懲役 又は200万円以下の罰金	殺傷	5年以下の懲役 又は500万円以下の罰金
虐待遺棄	100万円以下の罰金	虐待遺棄	1年以下の懲役 又は100万円以下の罰金

関する事項」の中で獣医師が関係する事項は、以下の2つとなる。

- ・1年以上継続して飼養または保管を行う犬または猫については、年1回以上の健康診断を受けさせ診断書を5年間保存する。
- ・繁殖の用に供する個体は、雌雄ともに繁殖の適否に関する診断を受けさせる。

獣医師は、取扱業者が飼育する動物に対して年1回以上の健康診断を行い、診断書を発行する必要があることになる。また、繁殖用の犬猫に対しては、繁殖に適した健康状態であるかを診断することが必要となった。健康診断の内容や、繁殖の適否の判断基準などについては前述の基準の解説書で健康診断の参考例が示されているが、携わる獣医師の判断によるところが大きい。

「繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖方法に関する事項」の中で獣医師が関係する事項は、以下の3つとなる。

- ・犬または猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、または助言を受けること。
- ・繁殖において帝王切開を行う場合は、獣医師に行わせること、出生証明書、母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、5年間保存する。
- ・犬または猫を繁殖させる場合には、前述の健康診断、上記の帝王切開の診断その他の診断結果に従う。また、繁殖に適さない犬または猫の繁殖をさせない。

当然のことではあるが、帝王切開は必ず獣医師が行うこととされ、獣医師は、帝王切開で生まれた子犬子猫に対しては、出生証明書と母体の健康診断書を交付

表2 遵守すべき7項目

(1) 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
(2) 動物の飼養または保管に従事する従業者の員数に関する事項
(3) 動物の飼養または保管をする環境の管理に関する事項
(4) 動物の疾病等に係る措置に関する事項
(5) 動物の展示または輸送の方法に関する事項
(6) 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定、その他の動物の繁殖の方法に関する事項
(7) その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

することが必要となった。また、取扱業者に対しては、獣医師の診断に従う義務を明記している。

基準の策定過程では、動物愛護団体から、繁殖回数や帝王切開の回数等について、より厳しい基準を求める意見が出された他、診断を行う獣医師の資質について何らかの制約や資格化を求める意見や健康診断の項目を決めるべきとの意見が出されていた。取扱業者に対して、獣医師の診断に従う義務が明記されているが、取扱業者に雇用されている獣医師もいることから、診断の中立性・公平性の担保は必要であると考えられる。職業倫理の徹底は当然のことであるが、資格制度の創設も一つの方策であると考え、動物福祉・愛護委員会では、日本獣医師会が進められることとなった認定・専門獣医師制度と連動して「動物福祉愛護認定獣医師（仮称）」について検討している。

4 認定・専門獣医師制度との連携

前述したように動物福祉・愛護委員会では、日本獣医師会でも検討されている認定・専門獣医師制度と連携して動物福祉・愛護分野の認定獣医師と専門獣医師を創設することを検討している。

災害対応分野においては、災害動物医療研究会等と連携して災害獣医療認定獣医師（仮称）と災害獣医療専門獣医師（仮称）について検討している。災害獣医療認定獣医師（仮称）は、地方獣医師会が組織する災害時の獣医療支援チームの隊員要件の一つとしての位置づけを検討している。災害獣医療専門獣医師（仮称）は、その上位資格として各地方獣医師会における講習会等でインストラクターや指導的な役割を果たすことを構想している。また、動物福祉愛護認定獣医師（仮称）については、検討の緒についたばかりであるが、社会からの獣医師への期待に応える重要な資格になると考えている。これらの資格については、これから講習会や研修制度及び資格試験制度等の構築を進めていかねばならず、解決すべき課題も多いが実現に向けて努力を続けたい。

5 個別委員会の活動

動物福祉・愛護部会には、個別委員会として学校動物飼育支援対策検討委員会と日本動物児童文学賞審査委員会があり、それぞれ着実な活動を行っている。学校動物飼育支援対策検討委員会においては、学校における One Health の実践、地域学校協働活動、地方獣医師会における学校動物飼育支援実態調査等の検討と「がっこう動物新聞」の発行を行っている。日本動物児童文学賞審査委員会は、毎年、一般市民から作品を公募し、専門家による一次審査を経て審査委員会で二次審査を行い、大賞 1 作品、優秀賞 2 作品、奨励賞 5 作品以内を選び、動物愛護週間中央行事の屋内行事会場で表彰するとともに、大賞と優秀賞については、作品集に収載し、発行している。

6 おわりに

本稿では、日本獣医師会の職域別部会の一つである動物福祉・愛護部会における動物福祉・愛護委員会と小委員会である VMAT 養成カリキュラム等検討小委員会での検討内容を中心に、2 つの個別委員会の活動を紹介した。動物福祉・愛護部会の活動は、他の部会の活動と比べ、いずれも社会とのかかわりが深い。動物福祉・愛護の分野は、人と動物の関係がより密接になっていく中、獣医師への期待も大きくなっている分野であり、今後も重要性が増すものと思われる。また、新たに国家資格となった愛玩動物看護師は農林水産省とともに環境省が主務省になったことから、動物愛護・適正飼養指導にかかわることが業務の一つとなっており、動物福祉・愛護部会の活動とも重なる分野が非常に多い。今後は、愛玩動物看護師と連携しての活動についても検討していきたい。